

コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。

イ 消防職団員等を指導者として、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民に対して行う教育訓練活動に関する事業。

ウ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、地域住民が消防団の活動に対し積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業

エ 婦人防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

カ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD 1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

キ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)ソフト事業。

ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外とする。

(5) 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの。

(7) 地域国際化推進助成事業

地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織(その連合組織を含む。以下「コミュニティ国際交流組織」という。)が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業。

(8) 活力ある地域づくり助成事業

ア 地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。)

イ 広域連携推進助成事業

複数の助成対象団体が共同して(申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む)広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的としたソフト事業。(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。)

ウ 活力ある商店街づくり助成事業

市（区）町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備事業。

2．前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。（第2（6）は除く）
- (3) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの（整備後の施設又は設備は、地区の住民のコミュニティ組織、又は地域防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい）。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じとする。）広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の要件

助成事業の要件は次のとおりとする。

1．事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

事業実施主体は、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織であること。

(2) コミュニティセンター助成事業

事業実施主体は、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織であること。

(3) 地域防災組織育成助成事業

事業実施主体は、第2（3）の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア．市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織であること

イ．市（区）町村

ウ．消防団

エ．市（区）町村及び一部事務組合

オ．市（区）町村及び一部事務組合

カ．女性消防隊を有する市（区）町村

キ．少年消防クラブを有する市（区）町村

(4) 青少年健全育成助成事業

事業実施主体は、市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織であること。

(5) 共生の地域づくり助成事業

事業実施主体は、市(区)町村とする。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

事業実施主体は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会とする。

(7) 地域国際化推進助成事業

事業実施主体は、市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織とする。

(8) 活力ある地域づくり助成事業

事業実施主体は、第2(8)の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア．事業実施主体は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等とする。

イ．事業実施主体は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等とする。

ウ．事業実施主体は、市(区)町村とする。

2．事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。(第2(3)(8)は除く)

3．助成対象事業は、平成23年4月1日以降に実施し、平成24年3月31日までに完了する事業とする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。(10万円未満を切り捨て)

1．一般コミュニティ助成事業

100万円乃至250万円。

2．コミュニティセンター助成事業

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円を上限とする。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2(3)の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア. 30万円乃至200万円。

イ. 30万円乃至250万円。ただし、このうち設備の整備については200万円を上限とする。

ウ. 50万円乃至100万円。

エ. 100万円を限度とする。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円を限度とする。

オ. 40万円を限度とする。

カ. 100万円を限度とする。

キ. 100万円を限度とする。

4. 青少年健全育成助成事業

30万円乃至100万円。

5. 共生の地域づくり助成事業

1,000万円を限度とする。ただし、施設等の整備を含まない場合には500万円を限度とする。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

500万円を限度とする。

7. 地域国際化推進助成事業

200万円を限度とする。

8. 活力ある地域づくり助成事業

第2(8)の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア. 200万円を限度とする。

イ. 200万円を限度とする。

ウ. 1,000万円を限度とする。

第6 助成対象経費

助成対象経費は、次に掲げるものとする。

1. 一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

2. コミュニティセンター助成事業

コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）に要する経費。

ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2(3)の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア. 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

イ. 消防職団員等が指導者として行う事業の実施に必要な教育訓練活動及び設備の整備に要する経費。ただし、建築物は対象外とする。

ウ. 消防団が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

エ. 婦人防火クラブなどが行う初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材の整備に要する経費。

オ. 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材の整備に要する経費。

カ. 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD 1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に要する経費。

キ. 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に要する経費。

4. 青少年健全育成助成事業

青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする。

5. 共生の地域づくり助成事業

共生の地域づくりに要する経費。ただし、用地取得に要する経費は対象外とする。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

地域の芸術環境づくり助成事業に要する経費。

7. 地域国際化推進助成事業

地域国際化推進助成事業に要する経費。

8. 活力ある地域づくり助成事業

活力ある地域づくり助成事業に要する経費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじの広報表示を行うものとする。

なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」、若しくは、「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は、助成申請書（別記様式第1号）を都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を理事長に、提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。

2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成金の額を決定することができる。

3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる

場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。

2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、助成対象事業完了後、所定の期間内に助成事業実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、助成事業実績報告書を受領した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。